

令和3（2021）年2月25日

柏崎市議会議長 真貝 維義 様

議会運営委員長 星野 正仁

住民監査請求に関する議員倫理についての協議結果報告

荒城彦一議員が住民監査請求を提出し取り下げた行為及びその内容について、会派代表者会議での協議結果を受けて、議会運営委員会において協議しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 協議の対象となった議員 荒城 彦一 議員
- 2 協議すべき事案の内容
対象議員が住民監査請求を提出し取り下げた行為及びその内容について
- 3 対象議員への措置
対象議員が住民監査請求を提出し取り下げた行為及びその内容は、柏崎市議会議員倫理条例第4条第3号、第5号及び第6号に違反していると認められること、また、議会運営委員会の決定に従わなかったことから、同条例第13条第3項、第4項の規定により以下の措置に処することを全会一致で決定した。
 - ・ 議員辞職勧告
- 4 協議の経緯
令和3（2021）年2月24日に議会運営委員会を開催し、今回の事案について、柏崎市議会議員倫理条例に基づいて対応を協議した。そこに至るまでの経緯は以下のとおり。
 - ・ 令和2（2020）年12月23日
監査委員から議会に、対象議員から政務活動費の交付についての住民監査請求の提出があった旨が通知される。
 - ・ 令和3（2021）年 1月12日
会派代表者会議において、対象議員の住民監査請求の要旨や、対象議員の政務活動費に関するこれまでの経緯について、議長及び事務局長が説明。
対象議員の請求に関する監査委員の判断が出された後に、改めて対応を協議することとした。

- ・令和3（2021）年 1月26日
監査委員から議会に、1月18日に対象議員から住民監査請求取下げ書の提出があった旨が通知される。
- ・令和3（2021）年 1月27日
会派代表者会議において、対象議員が住民監査請求を取り下げた旨の通知があったことを報告。
対象議員に住民監査請求を取り下げた理由を文書で回答するよう申し入れることとした。
- ・令和3（2021）年 2月 5日
会派代表者会議において、対象議員から提出された回答文書の取扱いについて協議し、当初は文書提出の申入れに応じなかったこと、提出期限とした1月29日を過ぎてから提出されたものであることから、文書を取り上げないこととした。
事務局職員の名誉回復のために、対象議員本人から謝罪してもらうこと、また、どのような方法で行うかを議会運営委員会で協議し、決定するよう同委員会に申し送ることとした。
- ・令和3（2021）年 2月12日
議会運営委員会において、会派代表者会議の申し送りを受けて柏崎市議会議員倫理条例に基づいて対応を協議し、同条例第13条の規定に基づき、対象議員を「陳謝文の提出及び議場での朗読」の措置に処することが適当であり、陳謝文を2月18日までに議長に提出するよう求めることを全会一致で決定した。
- ・令和3（2021）年 2月15日
正副議長が対象議員に議会運営委員会の決定を伝え、2月18日までに陳謝文の提出を求める文書を手渡した。
- ・令和3（2021）年 2月18日
対象議員から議長宛ての「陳謝文の提出について」という文書が議会事務局に提出された。
- ・令和3（2021）年 2月19日
議会運営委員会において、対象議員の文書内容を確認した結果、陳謝文とは認められないため、2月12日の議会運営委員会決定に従う意思がないものと判断し、より重い処分の検討を行うことを決定した。
- ・令和3（2021）年 2月22日
正副議長が議会運営委員会正副委員長とともに、対象議員に議会運営委員会の決定を伝え、対象議員が提出した文書を返却した。
- ・令和3（2021）年 2月24日
議会運営委員会において、対象議員の措置内容について協議し、「議員辞職勧告」とすることを全会一致で決定した。

5 協議の結果

今回、対象議員が住民監査請求を行い、またその後、取り下げた行為及びその内容について、以下の問題点があることを確認した。

- (1) 当該議員は、既に完結している令和元年度の政務活動費の執行について、議会内部で協議することなく、住民監査請求という方法で訴えたこと。また、提出後、理由も明確にせず取下げを行ったこと。
- (2) 当該議員はその住民監査請求において、「事務局職員が政務活動費の会計事務を適正に執行せず、議員活動を不当に妨害し、ひいては柏崎市に損害を与える結果となった。」と主張しているが、当該職員による会計事務は他の会派と同様に適正に執行されており、議員活動への妨害や柏崎市への損害は認められないと判断される。また、当該議員は「他にも同様の事務処理の懈怠がないかを調査し、議会事務局の公正かつ健全な職務遂行を求める。」とも主張しているが、議会事務局の業務全般にわたり、適切に、公正かつ健全なる職務遂行がなされていると判断される。こうしたことから、当該議員の請求理由は事実誤認と判断されること。
- (3) 事実誤認と判断される理由をもって事務局職員を訴えた行為は、議会と議会事務局の信頼関係を損ないかねない行為であるとともに、事務局職員の名誉を不当におとしめたことに伴い、地位や身分にも影響を与えるおそれがあると判断されること。

このことは、柏崎市議会の品位と名誉を著しく損なう行為であったと判断されること、及び職員に不当な圧力をかける行為であり、職員の適正な職務の遂行を妨げるものと判断されることから、柏崎市議会議員倫理条例第4条第3号、第5号及び第6号に違反していると判断する。

また、対象議員が令和3（2021）年2月18日に議長宛てに提出した文書は、自身の行為が不当であったことや、議会事務局及び議会事務局職員の名誉を傷つけたことを認めて反省し、職員の名誉回復に努める意思が全く見られず、陳謝文とは認められない。

このことは、対象議員が令和3（2021）年2月12日の議会運営委員会の決定に従う意思がないことは明白であり、より重い措置を決定せざるを得ないと判断する。

よって、柏崎市議会議員倫理条例第13条の規定に基づき、対象議員を「議員辞職勧告」の措置に処することが適当であることを全会一致で決定した。

なお、対象議員が事実と異なる住民監査請求を提出したことに伴い毀損した議会事務局及び議会事務局職員の名誉回復と市議会の秩序確保のため、対象議員に対する議員辞職勧告決議案を委員会発案として令和3年（2021）年2月25日の本会議に提出することとした。